



(号外)
財務省印刷局発行

日 次

〔省令〕

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

〔告示〕

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一四一)
- 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件 (厚生労働二三九)
- 薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定をするものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (厚生労働一四〇)
- 航路標識に関する件 (海上保安庁一八一)

財務省

〔資料〕

国庫歳入歳出状況 (平成十二年度平成十三年三月分) (財務省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式適合認定、
土地家屋調査士名簿登録等関係

特殊法人等
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

○厚生労働省令第百四十二号
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和四十一年法律第百九号) 第十三条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年七月十一日
厚生労働大臣 坂口 力

〔省 令〕

○厚生労働省令第百四十二号
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

平成十三年七月十一日

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 (昭和四十一年厚生省令第二十二号) の一部を次のように改正する。
三
第一条第一項中「平成八年法律第十五号」以下「平成八年法律第十五号」という」を「平成十三年法律第十一号」以下「平成十三年法律第十一号」という」に改め、「第三項又は第五項」を削り、同条第二項第一号中「平成五年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「平成八年法律第十五号」を「平成十三年法律第十一号」に「第二項」を「前項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「平成五年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項各号別記以外の部分中「平成八年法律第十五号」を「平成十三年法律第十一号」に改め、「第三項又は第五項」を削り、同項第一号中「昭和五十四年法律第二十九号」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和五十四年法律第二十九号)」に、「平成三年法律第五十五号」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律 (平成三年法律第五十五号)」に、「平成八年法律第十五号」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (平成八年法律第十五号)」に改め、同項第三号及び第四号中「平成八年法律第十五号」を「平成十三年法律第十一号」に改め、「(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第五項」を「から前項」に改め、「第二号、第四項第一号及び」を削り、「第五項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第五項とする。

第四条第一項中「第六項」を「第五項」に改める。

様式第一号を次のように改める。

(表 面)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書						2-20
戦 傷 病 者 等	フリガナ			生月	年日	* 1明治 2大正 3昭和 年、月、日
	氏名					
	①もとの身分					
	②退職時の本籍等					
③請 求 者	フリガナ			生月	年日	* 1明治 2大正 3昭和 4平成 年、月、日
	氏名					
	フリガナ					
	住 所					
④被 相 続 人	フリガナ			死月	亡日	平成 年 月 日
	氏名					
⑤代 理 人 等	フリガナ			区分	* 1代理人 2親権者等 3成年後見人等	
	氏名					
	フリガナ					
	住 所					
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名						
⑥国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名						
フ リ ガ ナ						
⑦国 債 の 債 還 金 の 希 望 支 払 場 所						
⑧平成13年4月1日において受けた年金たる給付又は同日において受けたことのある一時金たる給付の種別		*01増加恩給 02傷病年金 03特例傷病年金 04傷病賜金 11障害年金 12特例障害年金 13障害一時金 31令共済組合障害年金 32郵政省共済組合障害年金 33日本鉄道共済組合障害年金 34日本電信電話共済組合障害年金 41その他()				
⑨平成13年4月1日における障害の程度		項症 款症 級	障害の原因となつた傷病の発生年月日	* 1昭和 年 月 日 2平成		
上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。						
平成 年 月 日						
電話 _____						
氏名 _____						
厚生労働大臣						
知事						
殿						

記載上の注意

- 1 ※の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍軍属（雇員）」、「徴用工」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、もとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 戦傷病者等が軍人又は軍属（内地勤務の軍属で旧令共済組合障害年金を受けていなかった者を除きます。）であった場合は、退職時の本籍地
 - (2) 戦傷病者等が徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属（旧令共済組合障害年金を受けていなかった者に限ります。）、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地
- 4 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦傷病者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（1代理人）
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等）
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）
- 6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として郵便局を希望する場合はその局名を、銀行を希望する場合は日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店のうち希望する一つの店名を記載してください。
- 8 ⑧の欄のうち、「41その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当するものを選んで括弧の中に記載してください。

旧陸軍共済組合障害一時金
旧海軍共済組合公傷病一時金
旧通信部内職員共済組合傷痍給与金又は疾病給与金
旧通信共済組合公傷一時金
旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 9 ⑨の欄は、たとえば「第3項症」（増加恩給等の場合）あるいは「3回（旧令共済組合障害年金等の場合）」のように記載してください。
- 10 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

